

令和2年度

児童生徒の問題行動・不登校等

生徒指導上の諸課題に関する調査結果の考察

小諸市教育委員会事務局学校教育課

# I 文部科学省の結果の考察

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

小諸市教育委員会学校教育課

## 1 末松信介文部科学大臣の言葉(一部抜粋)

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について、新型コロナウイルス感染症によりまして学校内外の生活や環境が大きく変化し、子どもたちの行動に大きな影響を与えた。状況は以下の通りである。

- ①近年増加を続けていた いじめの認知件数が減少した。
- ②小中学校における不登校児童生徒数は、調査開始以来最多の数になった。
- ③自殺をした児童生徒数が調査開始以来最多を記録した。

文部科学省としては、成長を促す積極的な生徒指導を充実させるとともに、教育相談体制の充実、いじめへの対応や自殺予防の取り組みの普及啓発を図り、子どもたちのSOSを受け止めて組織的に対応する取り組みが促進されるよう施策のさらなる充実に努めてまいります。

## 2 文科省調査結果報告

### (1) 暴力行為について

小学校、中学校、高等学校における暴力行為の発生件数は、約6万6千件で、全校種において発生件数が減少している。

その中で、小学校は減少幅が小さく、依然として多くの暴力行為が発生しており、憂慮される状況にある。暴力行為の発生件数が高い水準にあることについては、いじめの積極的な認知が暴力につながっていることなど、犯罪にならない初期段階のものでも暴力行為ととらえ、指導しているという点では、肯定的に受け止めている。

### (2) いじめ問題について

いじめ認知件数の都道府県における差は、9.8倍と依然として大きい。いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取り組みのスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している。

いじめの認知件数は減少しているが、その中であって、インターネット上のいじめについては件数が増加している。ギガスクール構想が進展する中、端末活用に関するルールを明確にし、安全かつ効果的に端末を利用できるようにすることが重要である。

### (3) 不登校児童生徒について

小中学校の在籍児童生徒数が減少しているにもかかわらず、不登校児童生徒数は8年連続で増加し、不登校児童生徒の54.9%が90日以上欠席しているなど憂慮すべき状況にある。

各学校及び教育委員会等にあつては効果的な不登校支援につなげるためにも個々のきっかけや継続理由についての把握を行い、不登校が増加している要因についても分析に努めること。

学校や教育委員会等は、魅力あるより良い学校づくりや児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること。また、児童生徒の社会的自立を目指して、組織的・計画的な支援や教育支援センター及び不登校特例校の整備、民間の団体との連携による支援を実施する他校内支援体制の整備や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談支援体制を充実する等個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を推進すること。

#### (4) 自殺について

児童生徒が自殺に及ぶ事案が後を絶たず、大幅に増加しており、極めて憂慮すべき状況にある。令和2年度の児童生徒の自殺者数は、507人(警察庁発表数値)。今後必要な施策としては、SOS の出し方に関する教育を含めた自殺予防の充実。悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見。関係機関との連携体制の構築。これらを踏まえて児童生徒の自殺予防に関する取組みを行うこと。

#### (5) 生徒指導上の諸課題への対応について

いじめ、不登校、暴力行為その他生徒指導上の諸課題の対応に当たっては、校長を中心に、学校が組織的に行うことが必要であり、事案に応じて設置者(教育委員会)への報告及びその指示に基づく対応が求められること。

調査結果の要旨

1. 暴力行為の状況

① 暴力行為の発生件数

	発生件数	(前年度)	児童生徒1,000人 当たり発生件数	(前年度)
小学校	41,056 件	(43,614 件)	6.5 件	(6.8 件)
中学校	21,293 件	(28,518 件)	6.6 件	(8.8 件)
高等学校	3,852 件	(6,655 件)	1.2 件	(2.0 件)
計	66,201 件	(78,787 件)	5.1 件	(6.1 件)

	発生件数	(前年度)
対教師暴力	8,620 件	(9,849 件)
生徒間暴力	47,416 件	(55,720 件)
対人暴力	1,110 件	(1,186 件)
器物損壊	9,055 件	(12,032 件)

② 加害児童生徒数

	加害児童生徒数	(前年度)
小学校	32,283 人	(30,161 人)
中学校	20,424 人	(24,314 人)
高等学校	4,541 人	(6,976 人)
計	57,248 人	(61,451 人)

③ 加害児童生徒数に対する措置状況

	学校が退学・停学等 の措置をとった 児童生徒	(前年度)
小学校	68 人	(61 人)
中学校	234 人	(565 人)
高等学校	2,981 人	(4,797 人)

2. いじめの状況

① いじめの認知件数

	認知件数	(前年度)	児童生徒1,000人 当たり認知件数	(前年度)
小学校	420,897 件	(484,545 件)	66.5 件	(75.8 件)
中学校	80,877 件	(106,524 件)	24.9 件	(32.8 件)
高等学校	13,126 件	(18,352 件)	4.0 件	(5.4 件)
特別支援学校	2,263 件	(3,075 件)	15.9 件	(21.7 件)
計	517,163 件	(612,496 件)	39.7 件	(46.5 件)

- ② いじめを認知した学校数は 29,001 校(前年度 30,583 校)  
 全学校数に占める割合は 78.9%(前年度 82.6%)
- ③ いじめの現在の状況として「解消しているもの」の割合は 77.4%(前年度 83.2%)
- ④ いじめの発見のきっかけは、
- ・「アンケート調査など学校の取組により発見」が 55.4%(前年度 54.2%) と最も多い
  - ・「本人からの訴え」は 17.6%(前年度 17.6%)
  - ・「当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え」は 10.1%(前年度 10.2%)
  - ・「学級担任が発見」は 9.6%(前年度 10.4%)
- ⑤ いじめられた児童生徒の相談の状況は、「学級担任に相談」が 81.5%(前年度 80.8%) と最も多い
- ⑥ いじめの態様のうちパソコンや携帯電話等を使ったいじめは 18,870 件(前年度 17,924 件)  
 総認知件数に占める割合は 3.6%(前年度 2.9%)
- ⑦ いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の発生件数は 514 件(前年度 723 件)
- ⑧ 地方自治体における「地方いじめ防止基本方針」の策定、「いじめ問題対策連絡協議会」及び重大事態の調査等を行う機関の設置状況

		策定又は 設置済み の都道府県 (前年度)	策定又は 設置済み の市町村 (前年度)
地方いじめ防止基本方針		47 都道府県 100%	※平成 27 年度 時点で 100% 策定済み 1,692 市町村 (1,661 市町村) 96.8% (95.2%)
いじめ問題対策連絡協議会		47 都道府県 (47 都道府県) 100% (100%)	1,456 市町村 (1,432 市町村) 83.3% (82.1%)
重大事態の 調査等を 行うための 機関	教育委員会の 附属機関	40 都道府県 (39 都道府県) 85.1% (83.0%)	1,270 市町村 (1,221 市町村) 72.7% (70.0%)
	地方公共団体の 長の附属機関	44 都道府県 (44 都道府県) 93.6% (93.6%)	1,095 市町村 (1,033 市町村) 62.6% (59.2%)

### 3. 出席停止の状況

#### ① 出席停止の措置件数

	措置件数 (前年度)
小学校	0 件 (1 件)
中学校	4 件 (2 件)
計	4 件 (3 件)

- ② 出席停止の期間は、4～6 日が 1 件、7～13 日が 2 件、21 日以上が 1 件。

#### 4. 小・中学校の長期欠席(不登校等)の状況

##### ① 小・中学校における長期欠席者数

	長期 欠席者数 (前年度)	うち 不登校 児童生徒数 (前年度)	不登校 児童生徒の 割合 (前年度)
小学校	113,746人 (90,089人)	63,350人 (53,350人)	1.0% (0.8%)
中学校	174,001人 (162,736人)	132,777人 (127,922人)	4.1% (3.9%)
計	287,747人 (252,825人)	196,127人 (181,272人)	2.0% (1.9%)

##### ② 不登校児童生徒のうち、90日以上欠席している者

	不登校児童生徒 のうち90日以上 欠席している者 (前年度)	不登校児童生徒に 占める割合 (前年度)
小学校	27,736人 (22,632人)	43.8% (42.4%)
中学校	80,035人 (78,225人)	60.3% (61.2%)
計	107,771人 (100,857人)	54.9% (55.6%)

##### ③ 不登校の要因(主たる要因として多いものは以下のとおり)

	人数	不登校児童生徒に 占める割合
無気力・不安	91,886人	46.9%
生活リズムの乱れ、あそび、非行	23,439人	12.0%
いじめを除く友人関係をめぐる問題	20,830人	10.6%
親子の関わり方	17,395人	8.9%
学業の不振	10,675人	5.4%

##### ④ 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒

	人数 (前年度)	不登校児童生徒 に占める割合 (前年度)
学校外の機関等で相談・指導等 を受けた児童生徒	73,527人 (64,877人)	37.5% (35.8%)
学校内の機関等で相談・指導等 を受けた児童生徒	92,626人 (85,869人)	47.2% (47.4%)
学校内外の機関等で相談・指導 等を受けていない児童生徒	67,294人 (53,593人)	34.3% (29.6%)

## 5. 高等学校の長期欠席(不登校等)の状況

### ① 高等学校における長期欠席者数

長期欠席者数 (前年度)	うち 不登校生徒数 (前年度)	不登校生徒 の割合 (前年度)
80,527人 (76,775人)	43,051人 (50,100人)	1.4% (1.6%)

### ② 不登校生徒のうち、90日以上欠席している者・中途退学至った者・原級留置となった者

	人数 (前年度)	不登校児童生徒 に占める割合 (前年度)
不登校生徒のうち 90日以上欠席している者	8,455人 (9,508人)	19.6% (19.0%)
不登校生徒のうち 中途退学に至った者	8,480人 (11,210人)	19.7% (22.4%)
不登校生徒のうち 原級留置となった者	3,042人 (3,491人)	7.1% (7.0%)

### ③ 不登校の要因 (主たる要因として多いものは以下のとおり)

	人数	不登校生徒に占める割合
無気力・不安	16,213人	37.7%
生活リズムの乱れ・あそび・非行	6,633人	15.4%
入学、転編入学、進級時の不適應	3,960人	9.2%
いじめを除く友人関係をめぐる問題	3,806人	8.8%
選択肢に該当なし	3,593人	8.3%

### ④ 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校生徒

	人数 (前年度)	不登校児童生徒 に占める割合 (前年度)
学校外の機関等で相談・指導等 を受けた生徒	9,831人 (8,709人)	22.8% (17.4%)
学校内の機関等で相談・指導等 を受けた生徒	19,260人 (21,454人)	44.7% (42.8%)
学校内外の機関等で相談・指導 等を受けていない生徒	16,568人 (19,230人)	38.5% (38.4%)

## 6. 高等学校中途退学の状況

### ① 中途退学者数

中途退学者数 (前年度)	在籍者数に占める割合 (前年度)
34,965人 (42,882人)	1.1% (1.3%)

② 中途退学事由

	人数	(前年度)	占める割合	(前年度)
学業不振	2,029人	(2,905人)	5.8%	(6.8%)
学校生活・学業不適応	10,662人	(15,678人)	30.5%	(36.6%)
進路変更	15,087人	(15,237人)	43.1%	(35.5%)
病気がけが死亡	1,650人	(2,009人)	4.7%	(4.7%)
経済的理由	509人	(782人)	1.5%	(1.8%)
家庭の事情	1,402人	(1,800人)	4.0%	(4.2%)
問題行動等	991人	(1,614人)	2.8%	(3.8%)
その他の理由	2,635人	(2,857人)	7.5%	(6.7%)

③ 懲戒による退学, 原級留置

	人数	(前年度)
懲戒による退学者	376人	(537人)
原級留置者	9,336人	(10,719人)

7. 自殺の状況

① 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数

	自殺した 児童生徒数	(前年度)
小学校	7人	(4人)
中学校	103人	(91人)
高等学校	305人	(222人)
計	415人	(317人)

② 自殺した児童生徒が置かれていた状況として「いじめの問題」があった児童生徒  
12人(前年度10人)

8. 教育相談の状況

	教育相談 機関数	(前年度)	相談員 数	(前年度)	教育相談 件数	(前年度)
都道府県・指定 都市教育委員会 が所管する機関	224 箇所	(212箇所)	1,817人	(1,778人)	244,555 件	(256,285件)
市町村(指定都 市を除く)教育 委員会が所管す る機関	1,651 箇所	(1,587箇所)	5,330人	(5,173人)	766,446 件	(769,812件)

## Ⅱ 長野県教育委員会の結果の考察

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

小諸市教育委員会学校教育課

### 1 長野県の結果

#### (1) いじめ

いじめの認知件数は、8,638件(1,560件の減)

- ・認知件数は、全国と同様に全校種（高校・中学校・小学校）で減少した。
- ・減少の背景に、新型コロナウイルスの影響による児童生徒間の物理的な距離の広がりや様々な活動の制限、年間授業日数の減少等が考えられる。

#### (2) 暴力行為

暴力行為の発生件数は891件(176件の減)

- ・いじめ同様、全校種（高校・中学校・小学校）で暴力行為が減少した。内容別では、生徒間暴力が最も多く、いずれも全国と同様の傾向となっている。
- ・暴力の減少の背景には、いじめ同様に新型コロナウイルスの影響が考えられる。

#### (3) 不登校

不登校の児童生徒数は、3802人(251人増)

- ・いじめ、暴力、共に減少した中で、不登校については増加した。
- 不登校については、8年連続で増加しており、全国と同様に過去最多を記録した。
- ・増加の原因として、休養の必要性を示した※[義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律]の主旨が浸透したことも一因と思える。
- ・また、コロナ禍において、生活環境の変化により登校する意欲が湧きにくい状況があったことが考えられる。

※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

平成28年12月14日に交付された法律

その中で、第8条～13条に不登校児童生徒に対する教育機会の確保等が示されている。

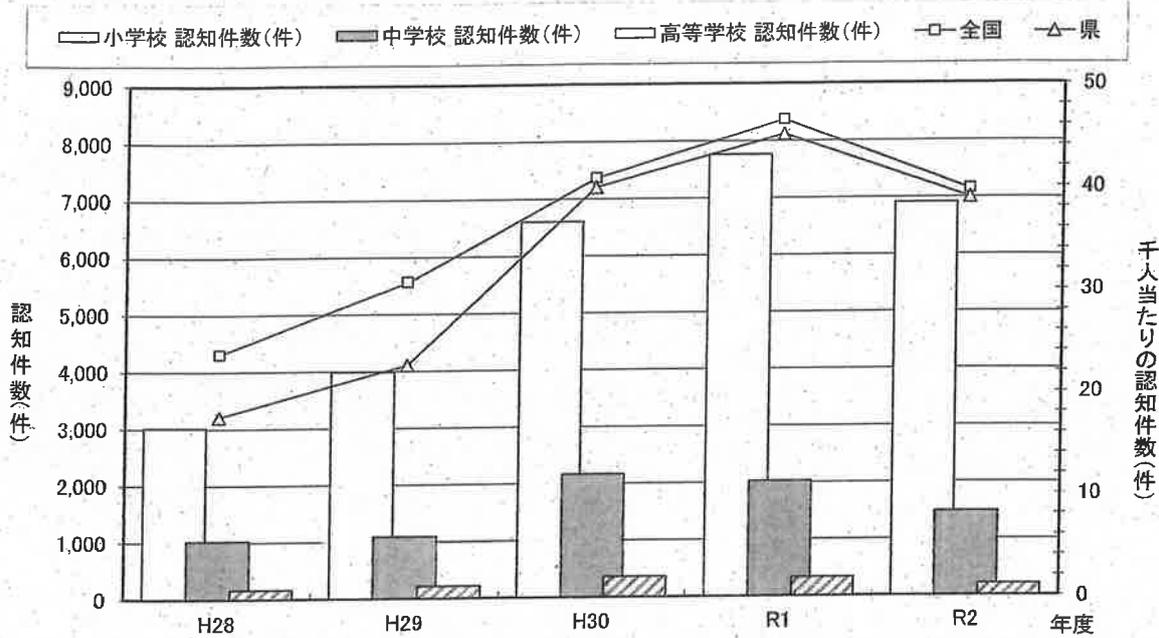
国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、または講ずるように努める。

とある中の5に 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置。

○ 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、8,638件（前年度10,198件）であり、前年度より1,560件（15.3%）減少。1,000人当たりの認知件数は38.9件である。

○ 認知件数は、全国と同様に全校種で減少。その背景に、新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒間の物理的な距離の広がりや様々な活動の制限、年間授業日数の減少等が考えられる。

1 校種別認知件数及び1,000人当たりの認知件数の推移



[単位：件]

年度		H28	H29	H30	R1	R2	
小学校	認知件数	3,016	3,988	6,603	7,758	<b>6,910</b>	
	前年度増減	2,193	972	2,615	1,155	<b>▲ 848</b>	
中学校	認知件数	1,017	1,091	2,166	2,020	<b>1,475</b>	
	前年度増減	392	74	1,075	▲ 146	<b>▲ 545</b>	
高等学校	認知件数	158	214	351	325	<b>203</b>	
	前年度増減	50	56	137	▲ 26	<b>▲ 122</b>	
特別支援学校	認知件数	23	36	86	95	<b>50</b>	
	前年度増減	12	13	50	9	<b>▲ 45</b>	
合計	認知件数	4,214	5,329	9,206	10,198	<b>8,638</b>	
	前年度増減	2,647	1,115	3,877	992	<b>▲ 1,560</b>	
	1,000人当たりの認知件数	県	17.8	22.8	40.0	45.1	<b>38.9</b>
		全国	23.9	30.9	40.9	46.5	<b>39.7</b>

(注) 調査対象校：県内国公私立小中高(通信制含む)特別支援学校 712校

2 いじめ発見のきっかけ

(単位：件、%)

区分		令和2年度			令和元年度		
		計	構成比		計	構成比	
			県	全国		県	全国
学校の教職員等が発見		4,644	53.8	67.5	5,756	56.4	67.4
内訳	アンケート調査などの学校の取組により発見	3,066	35.5	55.4	3,397	33.3	54.2
	学級担任が発見	1,272	14.7	9.6	1,945	19.1	10.4
	学級担任以外の教職員が発見	235	2.7	2.0	320	3.1	2.2
	養護教諭が発見	56	0.6	0.3	77	0.8	0.3
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	15	0.2	0.1	17	0.2	0.2
学校の教職員以外からの情報による発見		3,994	46.2	32.5	4,442	43.6	32.6
内訳	本人からの訴え	2,425	28.1	17.6	2,583	25.3	17.6
	本人の保護者からの訴え	977	11.3	10.1	1,088	10.7	10.2
	他の児童生徒からの情報	418	4.8	3.3	523	5.1	3.4
	他の保護者からの情報	155	1.8	1.2	211	2.1	1.2
	学校以外の関係機関からの情報	12	0.1	0.1	21	0.2	0.1
	その他(匿名による投書など)	2	0.1	0.1	9	0.1	0.1
	地域の住民からの情報	5	0.1	0.1	7	0.1	0.1
計		8,638	100.0	100.0	10,198	100.0	100.0

(注)構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

3 いじめの態様(複数回答)

(単位：件、%)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	構成比	
						県	全国
冷やかしいからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	3,851	957	98	23	4,929	57.1	58.8
仲間はずれ、集団による無視をされる	1,107	224	33	0	1,364	15.8	13.1
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	1,714	168	16	24	1,922	22.3	22.0
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	432	45	7	1	485	5.6	5.7
金品をたかられる	61	27	4	0	92	1.1	1.0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	503	93	10	3	609	7.1	5.1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする	345	75	7	0	427	4.9	8.8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	96	121	59	10	286	3.3	3.6
その他	299	48	14	0	361	4.2	4.8
計	8,408	1,758	248	61	10,475		

(注)構成比は、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

4 いじめの解消の状況

(単位：件、%)

区分	件数	構成比	
		長野県	全国
解消済み ※1	7,473	86.5	77.4
取組中	1,156	13.4	22.4
その他 ※2	9	0.1	0.1
計	8,638	100	100

※1:解消済み(下記2項目を満たして解消となる)

①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続

②被害児童生徒本人及びその保護者に対する面談等により、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが認識できる。

※2:転居等で一定の人間関係が解消等

5 いじめ重大事態

(単位：件)

区分	長野県	全国
発生校数	4	491
発生件数	5	514
1号重大事態	3	239
2号重大事態	2	347
1,000人当たりの発生件数	0.02	0.04

(注)調査対象校：国公立小中高(通信舎)特別支援学校 712校

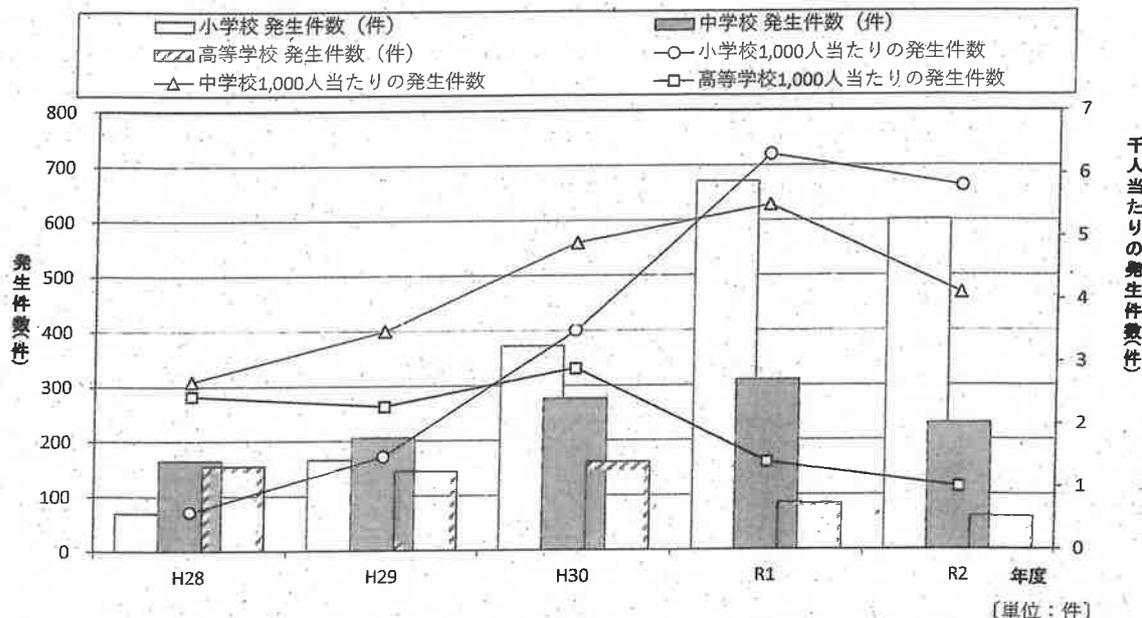
・第1号重大事態とは、「いじめ」により当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・第2号重大事態とは、「いじめ」により当該学校に在籍する児童等が相当に期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・1件の「重大事態」が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は891件（前年度1,067件）であり、前年度から176件（16.5%）減少。児童生徒1,000人当たりの発生件数は4.1件（前年度4.8件）である。
- 全校種において暴力行為が減少。内容別では生徒間暴力が最も多く、いずれも全国と同様の傾向となっている。
- 暴力行為減少の背景に、新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒間の物理的な距離の広がりや様々な活動の制限、年間授業日数の減少等が考えられる。

1 校種別発生件数及び1,000人当たりの発生件数の推移



[単位：件]

年 度		H28	H29	H30	R1	R2	
小学校	発生件数	69	166	372	671	601	
	前年度増減	5	97	206	299	▲ 70	
	1,000人当たりの発生件数	県	0.8	1.5	3.4	6.3	5.8
		全国	3.5	4.4	5.7	6.8	6.5
中学校	発生件数	165	206	277	310	230	
	前年度増減	▲ 26	41	71	33	▲ 80	
	1,000人当たりの発生件数	県	2.7	3.5	4.8	5.5	4.1
		全国	8.8	8.5	8.9	8.8	6.6
高等学校	発生件数	155	145	161	86	60	
	前年度増減	35	▲ 10	16	▲ 75	▲ 26	
	1,000人当たりの発生件数	県	2.5	2.3	2.6	1.4	1.0
		全国	1.8	1.8	2.1	2.0	1.2
合計	発生件数	389	517	810	1,067	891	
	前年度増減	14	128	293	257	▲ 176	
	1,000人当たりの発生件数	県	1.7	2.2	3.6	4.8	4.1
		全国	4.4	4.8	5.5	6.1	5.1

(注) 調査対象校：県内国公立・小中高等学校(通信制含む) 674校

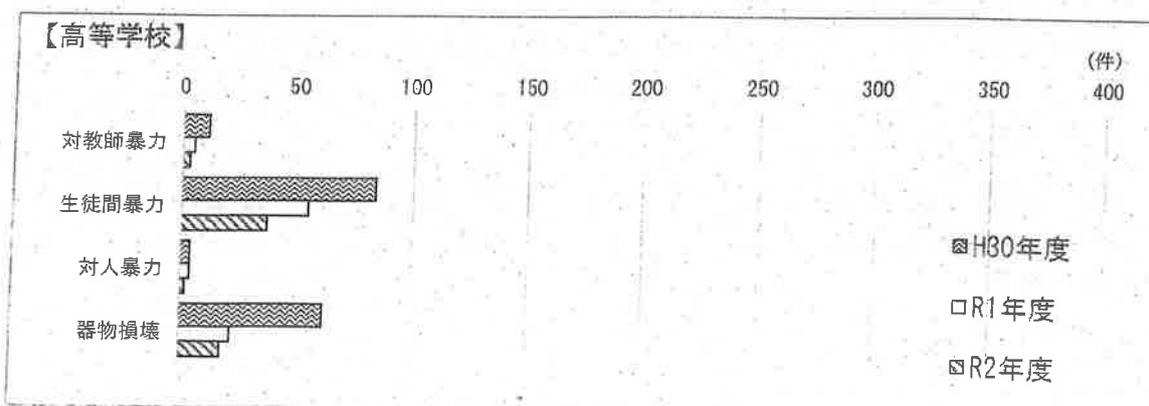
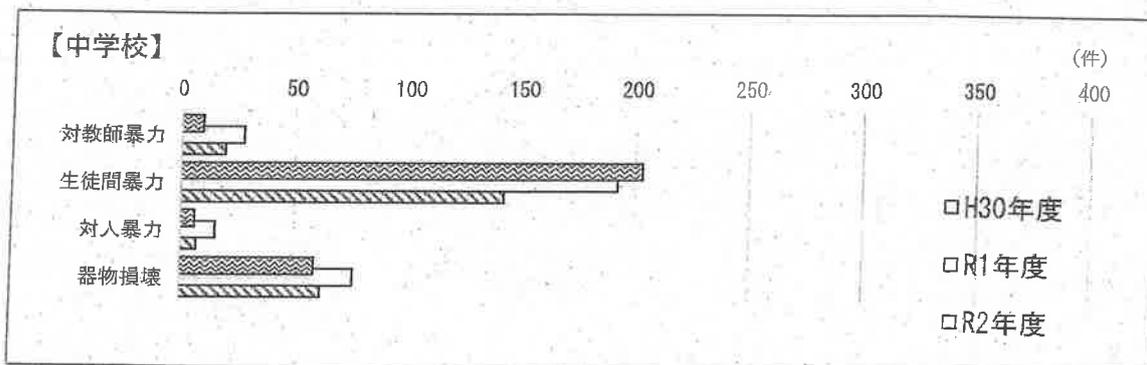
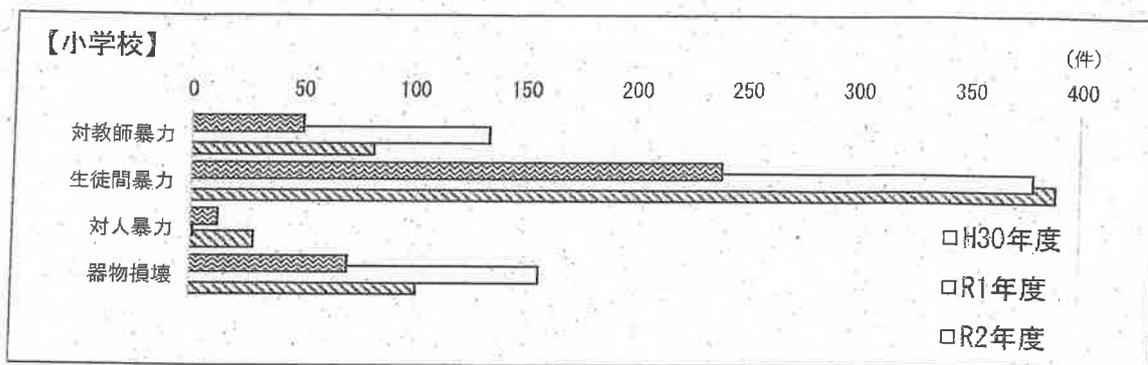
2 校種別・内容別発生件数

[単位：件]

校種 内容	対教師暴力			生徒間暴力			対人暴力			器物損壊			合計		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
小学校	50	134	82	239	379	389	12	1	28	71	157	102	372	671	601
中学校	9	27	19	203	192	142	6	15	7	59	76	62	277	310	230
高等学校	11	5	3	84	55	37	4	4	2	62	22	18	161	86	60
計	70	166	104	526	626	568	22	20	37	192	255	182	810	1,067	891

(注1) 調査対象校：県内国公私立・小中高等学校(通信制含む)674校

(注2) 「器物損壊」は、学校の管理下で起きた場合のみを集計

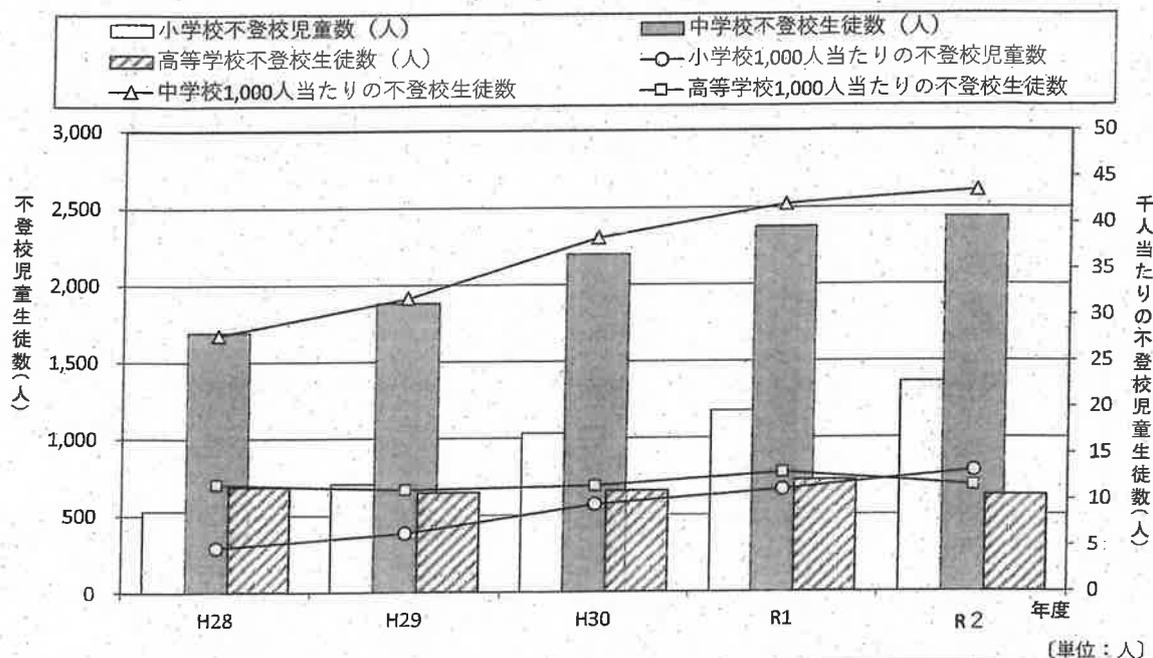


# 令和2年度 不登校の状況について

心の支援課

- 小・中学校における不登校児童生徒数は、3,802人（前年度3,551人）であり、前年度から251人（7.1%）増加した。1,000人当たりの不登校児童生徒数は23.7人（前年度21.8人）で、全国と同様に過去最多となっている。
- 高等学校における不登校生徒数は、628人（前年度726人）であり、前年度から98人（13.5%）減少している。1,000人当たりの不登校生徒数は11.5人（前年度12.9人）であり、全国と同様の傾向である。
- 小・中学校における不登校児童生徒数が増加した背景として、児童生徒の休養の必要性等の浸透、コロナ禍における生活環境の変化により登校する意欲が湧きにくい状況があったことなどが考えられる。

## 1 不登校児童生徒数及び1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移



年度		H28	H29	H30	R1	R2	
小学校	不登校児童数	530	706	1,032	1,178	<b>1,365</b>	
	前年度増減	▲11	176	326	146	<b>187</b>	
	1,000人当たりの不登校児童数	県	4.8	6.4	9.5	11.1	<b>13.1</b>
		全国	4.7	5.4	7.0	8.3	<b>10.0</b>
中学校	不登校生徒数	1,689	1,881	2,197	2,373	<b>2,437</b>	
	前年度増減	21	192	316	176	<b>64</b>	
	1,000人当たりの不登校生徒数	県	27.9	31.9	38.4	42.0	<b>43.5</b>
		全国	30.1	32.5	36.5	39.4	<b>40.9</b>
小中合計	不登校児童生徒数	2,219	2,587	3,229	3,551	<b>3,802</b>	
	前年度増減	10	368	642	322	<b>251</b>	
	1,000人当たりの不登校児童生徒数	県	12.9	15.3	19.5	21.8	<b>23.7</b>
		全国	13.5	14.7	16.9	18.8	<b>20.5</b>
高等学校	不登校生徒数	687	648	660	726	<b>628</b>	
	前年度増減	▲16	▲39	12	66	<b>▲98</b>	
	1,000人当たりの不登校生徒数	県	11.7	11.1	11.5	12.9	<b>11.5</b>
		全国	14.6	15.1	16.3	15.8	<b>13.9</b>

(注) 調査対象校: 県内国公私立・小中高等学校(通信制含まない) 674校

2 90日以上欠席している不登校児童生徒及び欠席日数別構成比

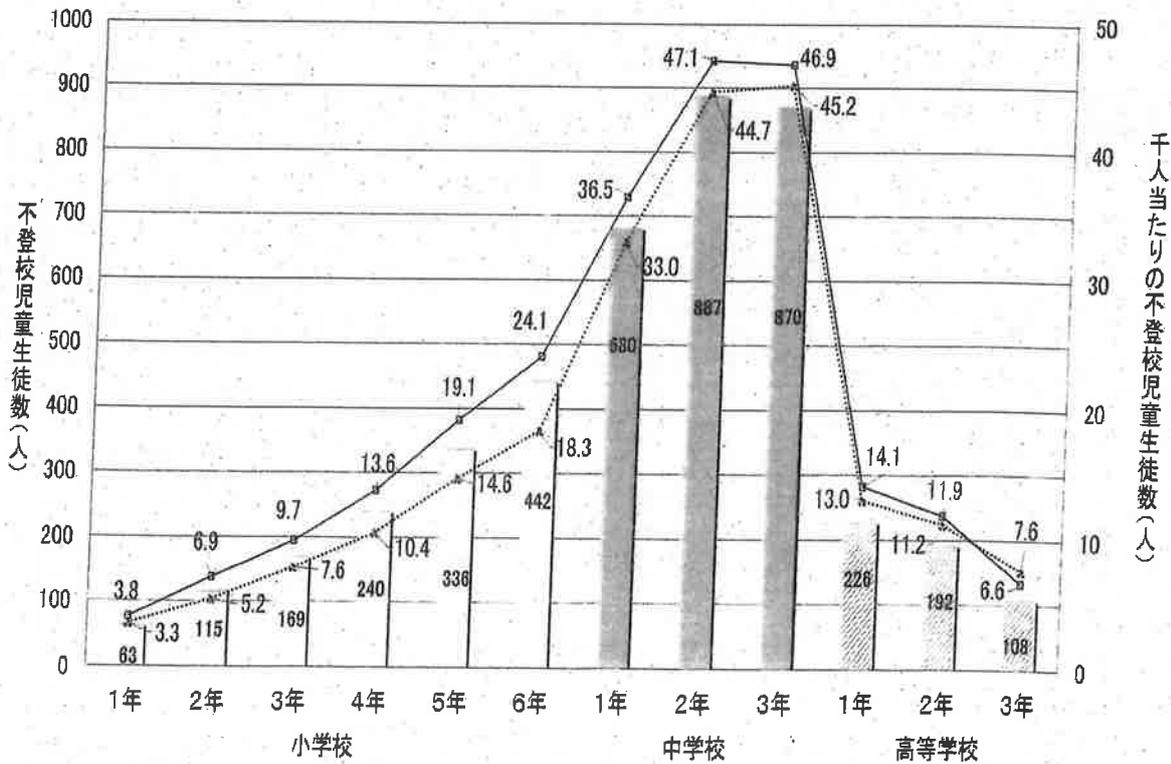
(単位：人、%)

校種		欠席・出席日数	不登校(D)	A うち、90日以上欠席している者				
				B うち、出席日数が10日以下の者		C うち、出席日数が0日の者		
小学校	県人数	1,365人	534人	104人	42人			
	県割合					39.1%	7.6%	3.1%
	全国割合					43.8%	8.9%	3.3%
中学校	県人数	2,437人	1,305人	249人	76人			
	県割合					53.5%	10.2%	3.1%
	全国割合					60.3%	15.0%	4.6%
小中合計	県人数	3,802人	1,839人	353人	118人			
	県割合					48.4%	9.3%	3.1%
	全国割合					54.9%	13.0%	4.2%

(注) 割合(%)は、不登校(D)に対するA~Cの割合。[A/D(%)、B/D(%)、C/D(%)]

3 学年別不登校児童生徒数

不登校児童生徒数 千人当たり不登校児童生徒数 長野県 千人当たり不登校児童生徒数 全国



4 不登校の要因

〔単位:人、%〕

区分	要因	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	人関係をめぐる問題	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動・部活動等への不応	学校のきまり等をめぐる問題	入学・転入学・進級時の不応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	乱れ・あそび・非行	
小学校	主たる要因分類別人数	11	145	33	93	4	0	17	28	38	225	16	130	507	118
	要因分類別割合	0.8	10.6	2.4	6.8	0.3	0.0	1.2	2.1	2.8	16.5	1.2	9.5	37.1	8.6
	全国割合	0.3	6.7	1.9	3.2	0.2	0.0	0.7	1.8	3.8	14.6	1.6	14.0	46.3	4.9
中学校	主たる要因分類別人数	6	333	37	293	40	12	14	109	56	199	44	204	882	208
	要因分類別割合	0.2	13.7	1.5	12.0	1.6	0.5	0.6	4.5	2.3	8.2	1.8	8.4	36.2	8.5
	全国割合(%)	0.2	12.5	0.9	6.5	1.1	0.6	0.8	4.1	2.5	6.2	1.8	11.0	47.1	4.8
高等学校	主たる要因分類別人数	2	97	6	39	31	3	5	16	12	15	8	52	259	83
	要因分類別割合	0.3	15.4	1.0	6.2	4.9	0.5	0.8	2.5	1.9	2.4	1.3	8.3	41.2	13.2
	全国割合	0.2	8.8	0.5	6.1	4.9	0.9	0.8	9.2	1.9	3.5	1.7	15.4	37.7	8.3

(注1) 調査対象校: 県内国公立小・中・高等学校 674校  
 (注2) 主たる要因は、不登校児童生徒1人につき1つを選び回答。要因分類別割合は、主たる要因の総数を母数とした構成比  
 (注3) 全国の要因分類別割合は、文科省「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の数値

5 不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況

〔単位:人、%〕

年度		H28	H29	H30	R1	R2	
(A) 学校内外の機関で 相談・指導を受けた	県	1,778	2,114	2,663	2,727	2,654	
	割合	80.1	81.7	82.5	76.8	69.8	
	全国	100,232	109,935	119,356	127,679	128,833	
	割合	75.0	76.3	72.5	70.4	65.7	
	(C) 学校内で専門的な 相談・指導を受けた	県	1,376	1,371	1,825	1,903	1,831
		割合	62.0	53.0	56.5	53.6	48.2
		全国	68,969	72,183	79,621	85,869	92,626
		割合	51.6	50.1	48.4	47.4	47.2
(D) 学校外の機関で 相談・指導を受けた	県	632	687	970	1,203	1,547	
	割合	28.5	26.6	30.0	33.9	40.7	
	全国	42,219	43,336	56,090	64,877	73,527	
	割合	31.6	30.1	34.1	35.8	37.5	
(B) 学校内外で 相談・指導を受けていない	県	441	473	566	824	1,148	
	割合	19.9	18.3	17.5	23.2	30.2	
	全国	33,451	34,096	45,172	53,593	67,294	
	割合	25.0	23.7	27.5	29.6	34.3	

(注1) (A)+(B) = 不登校児童生徒数  
 (注2) (C)+(D)は、学校内外の複数で相談・指導等を受けた児童生徒がいるため、(A)とは一致しない。  
 (注3) 「割合」は、不登校児童生徒に占める割合(%)  
 (注4) (C)「専門的な相談・指導」は、養護教諭・スクールカウンセラー・相談員等によるもの。

## 6 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

(単位：人)

校種		年度	H28	H29	H30	R1	R2
県	小学校		0	0	0	4	10
	中学校		0	0	0	8	43
全国	小学校		16	36	88	174	820
	中学校		142	113	198	434	1,806

(注) 「不登校児童生徒への支援の在り方について」(文部科学省通知)に基づいた指導要録上出席扱いとした児童生徒数の実人数。

※ ICT等を活用した学習活動(例)

- ・民間業者が提供するIT教材を活用した学習
- ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
- ・教育支援センター作成のIT教材を活用した学習
- ・学校のプリントや通信教育を活用した学習
- ・ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習(同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信)
- ・インターネットのほか、郵送や電子メール、FAXなどを活用して提供されるものも含まれる。

### (参考) 長期欠席児童生徒数

(単位：人)

年 度		H28	H29	H30	R1	R2
小学校	長期欠席児童数	1,311	1,378	1,645	1,805	2,153
	病気	275	274	276	262	248
	経済的理由	0	0	0	0	0
	不登校	530	706	1,032	1,178	1,365
	新型コロナウイルス感染回避	-	-	-	-	246
	その他	506	398	337	365	294
中学校	長期欠席児童数	2,651	2,678	2,783	2,966	3,171
	病気	429	483	439	418	409
	経済的理由	0	0	0	0	0
	不登校	1,689	1,881	2,197	2,373	2,437
	新型コロナウイルス感染回避	-	-	-	-	141
	その他	533	314	147	175	184
高等学校	長期欠席児童数	1,159	1,093	1,107	1,189	1,159
	病気	262	238	253	268	223
	経済的理由	6	6	2	2	9
	不登校	687	648	660	726	628
	新型コロナウイルス感染回避	-	-	-	-	182
	その他	204	201	192	193	117

(注1) 調査対象校：県内国公私立小・中・高等学校 674校

(注2) 長期欠席者の定義…年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒。

- ・「新型コロナウイルス感染回避」：新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断した者。

(注3) 長期欠席の定義の変更点：「新型コロナウイルスの感染回避」を新たに設定。

- ・「児童生徒指導要録」の「欠席日数」のみではなく、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上であることを長期欠席と定義。また、欠席理由の区分は、これまでの「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の4項目に加え、「新型コロナウイルスの感染回避」を新たに設定。これらの変更は、これまでの調査における長期欠席の理由である「病気」「経済的理由」「不登校」について、できる限り従来と同じ定義で過去の数値と比較可能な形で把握するための対応となっている。

## 長野県の現在の取組等

### □ スクールカウンセラーによる相談体制の充実や予防的取組

スクールカウンセラーを全ての小中学校に配置、特別支援学校、高等学校に派遣し、いじめ、不登校をはじめとする子どもの悩みに寄り添い、臨床心理の専門性に基づく心のケアを行うとともに、心理プログラム、ソーシャルスキルトレーニングなどによる子どもの悩みの未然防止、授業参観・行動観察等による早期発見・早期対応など予防的な取組も実施する。

また、カウンセリングを受けたくても学校に来ることができない子どものために、子どもの居場所に出向いての相談支援を実施する。

### □ スクールソーシャルワーカーによる子どもを取り巻く環境等の改善と関係機関との連携

社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、いじめ・不登校等の背景にある家庭的な問題に対し、児童生徒を取り巻く環境等の改善を図る。

教育事務所には各1名のスーパーバイザーを配置し、支援力の向上を図る。

また、市教育委員会への派遣を拡充し、要保護児童対策地域協議会との連携や学校訪問などのアウトリーチを実施し、切れ目のない支援を推進する。

### □ 相談事業の実施による子どもたちの悩みへの対応

#### ・24時間子ども SOS ダイヤル（学校生活相談センター）による相談

学校生活の悩みについて保護者、児童生徒からの電話相談に24時間対応する。

#### ・LINE 相談事業「ひとりで悩まないで@長野」

対面や電話では相談しづらい子どもたちの相談したい気持ちにこたえるため、LINE 相談を通年で実施する。

### □ 不登校児童生徒に対する支援

#### ・子どもと親の相談員配置による不登校児童支援

過去3年間の不登校児童数が多い小学校及び過去3年間の不登校児童在籍率が高率（概ね県平均の2倍）の小学校（30校）に地域の状況に精通した専任の相談員を配置し、不登校児童の家庭訪問支援・登校援助等を実施する。

#### ・教育支援センターの機能拡充とフリースクールとの連携

増加する不登校児童生徒の居場所の確保と学習の機会を保障するため、教育支援センターの機能の拡充を支援するとともに、教育委員会や学校、フリースクール等民間の支援者等による協議の場を設定し、市町村と連携した支援体制の構築と、学校以外の場における学習等を評価する仕組みを構築する。

### □ SOS の出し方・SOS に対する感度の向上を支援

#### ・高等学校ソーシャルスキルトレーニング等活用事業

生徒同士のコミュニケーション力の向上や、教職員の生徒への個別支援力並びに生徒自身の自己肯定感や自己有用感を高め学校における人間関係づくりを促進する。

#### ・子どもの相談力向上事業

ワークショップ形式の講習を実施し、子どもの相談力を向上するとともに大人が子どもの SOS に気付く感度の向上を図る。

### Ⅲ 小諸市の結果の考察

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

小諸市教育委員会学校教育課

#### 小諸市の結果

小諸市の課題でもある不登校から考察していきたい。

#### 1 不登校

##### ①小学校

国も県も不登校が増加している中ではあるが、小諸市は、長野県平均を0・3ポイント下回った。県の順位は、表示されていないが、確実に半分以下であり、以前上位に位置していたことを考えるとかなり良い状況になってきたように思う。

##### ②中学校

小学校とは逆に中学校は、県平均を約2・38ポイント上回ってしまった。順位は出していないが、かなり上位の状況である。不登校が自校の課題であることを意識して取り組む必要がある。芦原中学校での小中連携の成果が出ていること(今年度1年生の不登校が少ない)も見られているので、両校共に小中連携や、眠育等にこれからも引き続き真剣に取り組んでいく必要がある。

#### 2 長期欠席児童

長期欠席者と不登校は何が違うのかというと、不登校は原因がその子に起因して年間30日以上登校できないケースであり、長期欠席者というのは、不登校児童・生徒も含めて30日以上欠席者全ての数である。すなわちその中には、本人では解決できないやむおえない状況で欠席している児童生徒が含まれている。例えば、病気で長期入院している子ども、親の都合で、長期間海外へ帰省している子ども、保護者が、子どもの生活について十分に見ること(衣食住睡眠に関わって)ができないケース等である。

##### ①小学校

県平均を、0・6ポイント上回ってしまった。小学校では、家庭の事情により登校が十分にできない児童が見られる。(たとえば、親が朝起きてこないために児童も寝ていて登校できない。子どもが夜中に起きているなど生活が乱れていても放任しているなど。)保護者も事情を抱えているケースもあり、改善が難しいケースも見られる。家庭での生活習慣の欠如から登校できない子どもについては、今後眠育などをしっかり行い、自分の力で生活リズムを整えられる子どもを育てていく必要がある。

## ②中学校

県平均を0.52ポイント上回った。不登校が2.38ポイント上回ったことを考えると中学校では不登校以外の理由で登校できない生徒が少ないことがうかがえる。ただし、在籍比は6.18と高い数値を示している。不登校同様の対応が必要である。

## 3 いじめ

小諸市のいじめに関しては、小学校33件、中学校2件であった。合計35件のうち、重大事案に発展するようないじめは認められなかった。

いじめも不登校同様少ないに越したことはない。ただし、現在のいじめの捉え方は、かつての「継続的な・一人を大勢で・重大な被害」と言った言葉がなくなり、「その子が心を痛めたものは全ていじめ」というとらえになっている。すなわち、いじめを重大事案になる前に把握し、それに対して対応をしていくというものによって変わってきている。

そういう意味では、小学校の33件は、よい傾向であると捉えたい。逆にいじめ0の学校が1校見られたので、その点は、認識を新たにしていくように理解を求めたい。幸いにも令和3年度の9月までのところで、昨年度0件の計上であった小学校も2件のいじめが計上されており、新たないじめの認識が浸透してきているように思う。

中学校は、2件のいじめであった。中学校の場合、「生徒間で解決した問題をいじめである。」と取り上げていくことは難しいことも分かるが、いじめアンケートをこまめに行うなど、今後いじめについてのアンテナを高くして取り組んでいって欲しい。

## 4 暴力

暴力については、報告がなかった。いじめの報告の中には、「手を出した」というものもあったが、けがをするような暴力に該当する状況のものは認められなかった。

市内小・中学校の学年別長期欠席・不登校児童生徒数および在籍比(H29年度～)

不登校児童生徒数の推移

年度			小 学 校							中 学 校				合 計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
令和2年度	小諸市	人	2	2	3	3	2	9	21	13	24	15	52	73
		継続	0	1	1	1	1	7	11	3	12	13	28	39
		新規	2	1	2	2	1	2	10	10	12	2	24	34
	在籍比	市(%)							1.01				6.73	
		県(%)							1.31				4.35	順位の発表は無し
国(%)								1.00				4.09		
令和元年度	小諸市	人	1	1	3	1	8	1	15	10	17	20	47	62
		継続	0	0	2	0	4	1	7	4	13	12	29	37
		新規	1	1	1	1	4	0	8	6	4	8	18	25
	在籍比	市(%)							0.71				4.35	
		県(%)							1.11				4.2	順位の発表は無し
国(%)								0.83				3.94		
平成30年度	小諸市	人	0	4	1	6	3	7	21	17	21	18	56	77
		継続	0	0	0	2	3	5	10	6	12	15	33	43
		新規	0	4	1	4	0	2	11	11	9	3	23	34
	在籍比	市(%)							0.98				5.32	19市中
		県(%)							0.95				3.84	小学校 6位
国(%)								0.7				3.65	中学校 2位	
平成29年度	小諸市	人	0	1	1	2	0	8	12	13	15	25	53	65
		継続	0	1	1	2	0	3	7	6	8	22	36	43
		新規	0	0	0	0	0	5	5	7	7	3	17	22
	在籍比	市(%)							0.54				4.82	19市中
		県(%)							0.64				3.19	小学校 11位
国(%)								0.54				3.25	中学校 2位	

長期欠席児童生徒数の推移

年度			小 学 校							中 学 生				合 計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
令和2年度	小諸市	長期欠席	3	8	8	12	9	15	55	17	32	18	67	122
		不登校数	2	2	3	3	2	9	21	13	24	15	52	73
	在籍比	市(%)							2.66				6.18	
		県(%)							2.06				5.66	順位の発表は無し
令和元年度	小諸市	長期欠席	4	5	10	6	15	9	49	21	22	35	78	127
		不登校数	1	1	3	1	8	1	15	10	17	20	47	62
	在籍比	市(%)							2.32				7.22	
		県(%)							1.7				5.24	順位の発表は無し
平成30年度	小諸市	長期欠席	3	7	4	11	11	10	46	19	28	21	68	114
		不登校数	0	4	1	6	3	7	21	17	21	18	56	77
	在籍比	市(%)							2.14				6.46	19市中
		県(%)							1.52				4.86	小学校 3位
平成29年度	小諸市	長期欠席	5	4	5	8	16	12	50	18	22	41	81	131
		不登校数	0	1	1	2	0	8	12	13	15	25	53	65.00
	在籍比	市(%)							2.25				7.36	19市中
		県(%)							1.26				4.54	小学校 1位
		国(%)						1.12				4.31	中学校 1位	

## 不登校の在籍比を割り出すために

今まで県教委の発表が、不登校児童生徒と長期欠席児童生徒の実数と共に在籍比%(100人当たり何人不登校若しくは長期欠席)の数値が出ていたために、小諸市ではそれに添って統計をとっていたが、県が、令和元年度から在籍比の数値は明らかにしなくなり、不登校児童生徒は1000人当たりの人数、長期欠席児童生徒は実人数のみを表記するようになった。そのため経年の比較が困難となってしまった。そこで、以下の方法で在籍比を求め、経年の比較を行うこととした。

尚、同じく令和元年度から市町村ごとの順位も出されなくなった。こちらは調べようがないので令和元年度より記載は行わない。

### 1 県の在籍比の求め方

#### (1) 不登校の在籍比の求め方について

不登校については、1000人当たりの不登校数が発表されているので、在籍比を出すのは、以下の式で求められる

$$1000 \text{人当たりの不登校数} \div 10 = \text{在籍比}(\%)$$

#### (2) 長期欠席者の在籍比の求め方

長期欠席者については、実数のみで、1000人当たりの長期欠席者も出されていない。そこで、在籍比を出すには、総人数を出すことが必要になる。不登校数と、在籍比を使って、まず総人数を出すことが第1段階で、それが出たところで、在籍比を出すことになる。

式としては以下の通りである

##### ① 総人数を出すための式

$$\text{不登校生徒数} \div \text{在籍比} = \text{総人数}$$

$$\text{すなわち } \text{総人数} = \text{不登校生徒数} \div (\text{在籍比} \div 100)$$

##### ② 長期欠席者の在籍比を求めるための式

$$\text{長期欠席者数} \div \text{総人数} = \text{長期欠席者の在籍}$$

$$\text{長期欠席者の在籍} \times 100 = \text{長期欠席者の在籍比}(\%)$$

### 2 国の在籍比の求め方

#### (1) 不登校の在籍比の求め方について

上記の県と同様不登校については、1000人当たりの不登校数が発表されているので、在籍比を出すのは、以下の式で求められる。

$$1000 \text{人当たりの不登校数} \div 10 = \text{在籍比}(\%)$$

#### (2) 長期欠席者の在籍比の求め方

児童生徒の総数、長期欠席者の児童生徒数については、文科省から出されている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」に記載されている数値を基に在籍比を割り出す。

令和2年度長野県小学校

総数 104,198

令和2年度長野県中学校

総数 56,023

令和元年度長野県小学校

総数 106,126

令和元年度長野県中学校

総数 56,500